（略）	（略）	（略）
第九十三条	第九十条において準用する第五十三条、第五十四条、第九十九条、第百三条の七第五項又は第百五条第四項	法第百四十条第一項又は第百四十五条第一項
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百九条の二の二第一項	（略）	（略）
第百九条の二の二の二第一項	法第百十五条	法第百四十七条
（略）	（略）	（略）
第百九条の九	令第四十三条の四第一項	令第四十四条第八項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2～5　（略）

附　則

第一条の二　令附則第五条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）

様式第十三号の二中「第百三条の二」を「第百三条の七」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の交付等）	（資格確認書の交付等）
第三十五条　（略）	**第三十五条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　第二十四条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、船舶所有者を経由せず行うものとする。	7　第二十四条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、船舶所有者を経由せず行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（略）	（略）	（略）
第九十三条	第九十条において準用する第五十三条、第五十四条、第九十九条、第百三条の二第五項又は第百五条第四項	法第百四十条第一項又は第百四十五条第一項
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百九条の二の二第一項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第百九条の九	令第四十三条の四第一項	令第四十四条第七項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2～5　（略）

附　則

第一条の二　令附則第九条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）